

住民票・所得証明など

■問い合わせ

市民生活課 窓口係 ☎75-6116

税務課 市民税係 ☎75-2126

電話予約で時間外に受け取りができます

開庁している時間内に市役所へ来庁できない人のために、本人または同一世帯の人に限り、電話による各種証明書の予約を受け付けています。

平日の8時30分から17時15分までの市役所開庁時間内に電話で予約すれば、時間外に受け取りができるようになっていきます。なお、電話予約では交付できない証明書等もありますので、予約の際にご確認ください。

| 受付担当 | 市民生活課 窓口係 ☎75-6116 | 税務課 市民税係 ☎75-2126 |
|-------------|---|--|
| 取り扱う証明書 | ①住民票の謄本・抄本 ②印鑑証明 ※印鑑登録証を必ずご持参ください | ①所得証明書 ※世帯全員の証明が必要な場合で、その世帯員に税法上の被扶養者があり、その人の所得証明も必要な場合は収入がないことの(簡易)申告が必要なため、電話予約はできません ②課税証明書 ③納税証明書 |
| 予約受付日時 | 月曜日～金曜日(祝日除く) 8時30分～17時15分 | |
| 交付時間 | 【平日】17時15分～20時 【土・日・祝日】8時30分～20時 | |
| 交付場所 | 市役所守衛室(庁舎裏玄関) | |
| 受け取る時に必要なこと | 予約は代理人でもできますが、受け取りは本人か同一世帯員に限ります。受取者確認のため、免許証など身分が証明できるものを持参してください。 | 予約は代理人でもできますが、受け取りは本人か、本人からの委任状をお持ちの人に限ります。受取者確認のため、免許証など身分が証明できるものを持参してください。 |



名義変更・廃車手続き は3月末までに

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日までに名義変更や廃車の手続きをお願いします。

手続きをされない場合は引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって手続き先など異なりますのでご注意ください。

問い合わせ・手続き

- ・原付・農耕用車両
多久市 税務課 市民税係 ☎75-2126
- ・軽四輪、軽三輪、軽二輪(125cc超～250cc)
軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎30-4078
- ・自動二輪(250cc超～)
九州運輸局 佐賀運輸支局
☎050-5540-2082

年度末・年度始めは

土・日曜日も転入・転出・転居届を 受け付けます

■問い合わせ 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

3月・4月は住所異動が多くなります。平日に手続きできない人のために、土・日曜日に住所変更の手続きができる日を設けています。ぜひ、ご利用ください。

| | |
|---------|---|
| 開設窓口 | 市民生活課窓口 |
| 開設日 | 3月22日(土)、23日(日)、29日(土)、30日(日) 4月5日(土)、6日(日) |
| 時間 | 9時～12時 |
| 取り扱う手続き | ○転入・転出・転居の手続きと、それに伴う国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険の手続き(本人確認のため、免許証等を持参してください) ○児童手当等の手続きに必要な所得証明書の発行受付(後日郵送します) |

住所異動届出の注意点

住所を移す時は、必ず届出をしてください。多久市外からの転入は、前の住所地で発行する転出証明書が必要です。多久市外への転出は、転出予定の14日前から手続きができます。